

タイトル	沢庵と武家
著者	船岡，誠
引用	北海学園大学人文論集，23・24：A121-A140
発行日	2003-03-31

## 沢庵と武家

船岡 誠

### はじめに

本稿は「沢庵と武家」と題するが、ここでいう「武家」は、「主従関係とそのエートスを持ち続ける」「武士」という意味ではなく、「天下を統治する」側面を強調した概念として使用する<sup>註1</sup>。

沢庵の生きた時期、すなわち天正元年（一五七三）から正保二年（一六四五）という時期は、まさに近世的統一権力の確立過程ともいうべき時期であった。その近世的統一権力の確立過程でさまざまな矛盾、たとえば王法と仏法の矛盾、朝幕間における矛盾などが表面化した。その矛盾の象徴的なものの一つに紫衣事件がある。沢庵はその紫衣事件の当事者の一人であった。そこで沢庵と武家との関係をうかがうなかに、統一権力の確立過程でおきた諸問題がみえてくるのではないか。また武家が沢

庵に何を期待したかをみることによって、武家のもつ時代的性格や宗教者沢庵の存在を浮き彫りにできるのではないか。

以上が本稿に課した課題である。この課題を解くために、一、『紀年録』にみる武家との交渉」で「東海和尚紀年録」から沢庵と武家との交渉を概観し、二、「沢庵と小出氏」では「由緒ある檀那」である小出氏とくに吉英との関係を、三、「沢庵と細川氏」では藤孝・忠興・忠利・光尚四代と沢庵との関係を、四、「沢庵と家光」では將軍家光と沢庵との関係を、そして五、「沢庵の君臣論」では「上中下三字説」を中心に沢庵の君臣論を、それぞれ明らかにしたいと思う。

## 一、「紀年録」にみる武家との交渉

「東海和尚紀年録<sup>注2</sup>」は、沢庵の俗弟子武野宗朝が、沢庵没後三年の慶安元年(一六四八)に執筆したもので、沢庵に関する基本的伝記史料である。この「紀年録」によって沢庵と武家との交渉を概観してみたい。

まず慶長七年(一六〇二)沢庵三〇歳のときに細川幽齋に和歌百首の評を乞うたとある。幽齋との関係は、幽齋の弟玉甫紹琮が「一派の彦老」であり、沢庵出世の際の推薦人であったことから、充分考えられることであるが、他にそれを裏付けられるものがない。

同一四年玉甫の推薦によって、沢庵は大徳寺一五三世として奉勅入寺するが、このとき祝聖香・勅使香・檀那香や嗣香だけでなく將軍香も焚いていることが注目される。祝聖香では「今上皇帝聖躬万歳万歳万万歳」と述べ、將軍香では「奉<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>征夷大將軍<sub>一</sub>。專<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>武威<sub>一</sub>。伏惟増<sub>二</sub>旌旗光<sub>一</sub>。国家権威長帰<sub>二</sub>源氏<sub>一</sub>」と述べている。<sup>注3</sup> 禅宗では中国以来、開堂・入寺の際に、皇帝(天皇)の長寿を祈祷する祝聖や師への報恩の意味をこめて嗣香を焚くのが慣例になっている。祝聖は「今上皇帝聖躬万歳万歳万万歳」とほぼ定型化しており、沢庵もこれを踏襲している。祝

聖と嗣香だけの事例も多いが、夢窓のように「諸位尊官文武百寮<sup>注4</sup>」と抽象的に網羅したり、將軍や檀越を加える事例も多い。したがって沢庵の場合もそうした慣例に従っただけと理解されなくもない。しかし沢庵がのちに紫衣事件で幕府に真っ向から抵抗した事実とか後述の微妙な王法論などから、紫衣事件以前の沢庵が幕府を認めていなかったのではないかと漠然と考えていたこともあって、この將軍香の記事は驚きであった。しかもこれは大坂の陣以前の段階でのことで、「国家の権威が長く源氏に帰す」と明言しているのである。

大徳寺への出世後は沢庵に武家からの働きかけが多くなる。豊臣秀頼の招聘(慶長一六年)、細川忠興が父のために一寺建立し住持に招聘(同年)、ともに固辞している。浅野幸長の訪問を大坂寺に避け(同一七年)、岸和田城主(小出吉英)・侍士の訪問を避け(元和元年)、黒田長政の太宰府崇福寺への招聘を辞退している(元和三年)。この時期の沢庵は聖胎長養(悟後の修行)を意識していたのではないかと思われる。もつともこの間、小出吉英の父吉政葬儀への布施で南宗寺鐘樓を建立したり(慶長一八年)、吉英に勧め出石宗鏡寺を再興(元和二年)、大坂の陣で焼失した南宗寺を再興(元和三年)したりしてはいるが。

寛永三年(一六二六)大御所秀忠は大徳寺妙心寺の出世を厳

禁した。これは慶長一八年の「勅許紫衣之法度」、元和元年の「大徳寺諸法度（妙心寺諸法度）」が遵守されていないためであった。ところが翌年、沢庵は王室の法嗣正隠を出世させてしまう。これは二度の法度はもちろん秀忠の厳命をも無視したものであったから、当然、幕府ではこれを問題にした。それに加え、沢庵は「大徳寺諸法度」に逐一反論した抗弁書を提出したこともあって、同六年に沢庵らの流罪が決定した。沢庵は出羽上山藩、玉室は陸奥棚倉藩、妙心寺の東源は陸奥弘前藩、単伝は出羽秋田藩にそれぞれ預かりとなる。しかしこの流罪は沢庵の名声を高めることになった。沢庵が実兄への書簡に「日本国に我々名をあしく立て候人は、なきように申し候<sup>註5</sup>」と記すように一般の同情を買ったばかりではなく、本来、幕府を憚るはずの大名・旗本からも沢庵のもとへ見舞いの手紙や品々が届けられている。寛永九年、秀忠の死去にともなう大赦で沢庵らの流罪は解かれたが、その後二年間はなぜか江戸に据え置かれた。家光上洛の直前に沢庵らが放免になったことから、沢庵らの放免が家光上洛の際の朝廷への配慮として利用されたのかもしれない。この後家光の沢庵への帰依の念は強くなり、同一五年に沢庵のために品川東海寺を創建させた。堀田正盛（臨川院）・酒井忠勝（長松

院）・細川光尚（妙解院）・小出吉親（雲竜院）らが東海寺中にそれぞれ塔頭を創建している。正保二年（一六四五）家光は没後の希望を問い、沢庵は山門仏殿の建立、寺後山路の往来禁止、門外人家の移転による防火災の三条を応えた。そしてその翌日、辞世の句「夢」の一字を残し示寂、七三歳であった。

## 二、沢庵と小出氏

小出氏との関係は沢庵が「由緒ある檀那<sup>註6</sup>」という位に長く深いものがある。ちなみに「書簡集」所収の沢庵の書簡三六四通のうち小出吉英宛のものが一〇九通でもっとも多い。文禄四年（一五九五）小出吉政が出石城主となった。この前年から沢庵は故郷出石を離れ、大徳寺三玄院で修行中であり、小出氏との関係はまだないと思われる。吉政が慶長九年（一六〇四）に岸和田に転封したあとは、息吉英が出石城主となった。同一八年の吉政の葬儀は沢庵が行っているので、当然のごとく、これ以前に小出氏との関係が生じていたはずである。このとき吉英は大徳寺内に塔頭創建の希望を述べるが、沢庵から聚光院再興を勧められそれを辞退している。元和二年の宗鏡寺再興を吉英に勧めたのは、宗鏡寺が旧主山名氏の菩提寺であることから、出石

城主としての務めを強調したもののか。

では以下、小出吉英宛沢庵書簡のなかから、吉英が沢庵に期待したものが何であったかをみていきたい。

まず元和二年三月一六日付の書簡<sup>注7</sup>で、沢庵は中庵なる人物の教育を任されていたようで、中庵を李文長に預け学問をさせ、延寿院やその弟子に付け医者にするつもりだと吉英に報じている。李文長は朝鮮人の儒者、朝山意林庵の師として知られる人物である。延寿院は二代目曲直瀬道三玄朔のことで、豊臣秀吉・後陽成天皇・徳川秀忠に仕えた医者である。沢庵は延寿院やその弟子について「何れも我等知音」と述べている。この沢庵の幅広い人脈は吉英にとって大変魅力的なものであったと思われる。

また寛永一一年の書簡<sup>注8</sup>で、沢庵は武士の大将としての心懸けを教訓して、

御家人へハ、御情ぶり被<sub>レ</sub>成、御一言も主の御意ハ、身二覚、忝物にて候へハ、命も忝ニおしからぬ物と見へ申候。是もはかりことに而候。はかりことハ知恵より出候はかりことにて、人の命を<sup>(マ)</sup>に而候仕様ニ、御ことはにて御悦せ被<sub>レ</sub>成候事、武士之大将のはかりことと見へ申候。御家にハ随分之衆も御座候つれ共、年よりはて、とめられぬ道にて、皆々

はて申候。又次々ノ人の甲斐根性ヲ御覽立被<sub>レ</sub>成、情の死を仕様ニ御仕立候事専用候。御一代之後、御子達之代まで、用に立可<sub>レ</sub>申候。あしき事の少あるをハ、ゆるし見のかしに被<sub>レ</sub>成、よき事のある物ニ、扇壺本成共、御ほうひにて、言の御情候ハ、あしき者、かさねてハよく可<sub>レ</sub>成候。あしき者をしかり、よき事のある者をハ、ほうひする儀も無<sub>レ</sub>之候へハ、あしき者ハ腹立候て、す<sup>(てカ)</sup>でぶちをし、良き者も、きとくもなきととり候へハ、善悪ともによく可<sub>レ</sub>成様ハ無<sub>レ</sub>之候。

と述べる。このとき吉英は四八歳、沢庵は六二歳である。家臣に対し声をかけること、多少の悪事は見逃し、善事には褒美を与えること、などと懇切に指導している。

同一五年、吉英が高野山大塔造営奉行に任せられると、沢庵は奉行としての心構えを、

か様ニ色々御役付被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候義者、御親之所ハ、行々之御為可<sub>レ</sub>然義候へ共、当分御苦勞御氣遣迷惑と存事候。高野之麓ニ、先五六年も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候間、高野之麓ヲ御住国と思召候へハ、在江戸不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成、御在国之心にて候間、申さハかく可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候間、自<sub>レ</sub>今之御分別の事候間、御座所なとも、かるかると被<sub>レ</sub>成、御物入無<sub>レ</sub>之様之御分別入事ニ候。

御国へも五日之間御座候。江戸とハ半分道にても御座候。

中ニ御座候て、御国と江戸との御用被<sub>レ</sub>叶儀候。江戸にてハ、内外之御交、御酒過可<sub>レ</sub>申候。御養生ニハ能可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。<sup>注9</sup>

と説いた。いろいろ役を付けられるのは將軍から親しまれてい  
るからで将来のためには良いこと、高野山は出石と江戸の中間  
であるから両方の御用が叶うこと、江戸での交際がなくなれば  
過飲しないから養生になること、など奉行拜命を前向きに受け  
止めるように語っている。この時の沢庵はすでに家光の側近に  
なっているから、吉英にとっては沢庵は頼りになる存在であつ  
たはずである。

さらに沢庵は吉英に養生の心得をしばしば説いていたよう  
で、ある時は「御酒ハ少つゝ参候共、タバコハ此度永被<sub>レ</sub>止、御  
断候ハ、御長命の端タルヘク存候<sup>注10</sup>」と禁煙を勧め、別の機会  
には「一冊かな書之もの進候。是ハ先年去 御方養生之心持を  
書て見せよと被<sub>レ</sub>仰候時、書申候下書御さ候間、此たび写申て進  
候。為<sub>ニ</sub>御心得<sub>一</sub>にも成候間、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御覧<sub>一</sub>候<sup>注11</sup>」と語り、養生の心  
得を記した書を与えている。この「去る御方<sup>注12</sup>」とはおそらく家  
光のことであろう。吉英には持病があつたらしい。それだけに  
沢庵からの養生の忠告は吉英の心に染みたとと思われる。

### 三、沢庵と細川氏

沢庵と細川氏との関係は、沢庵が幽齋に和歌の批評を乞うた  
ことに始まるが、その事実の確認はできないことは既述のお  
りである。ただ幽齋の実弟玉甫紹琮が「一派の彦老<sup>注13</sup>」であり、  
早くから沢庵を「法器」として評価していたらしく、沢庵出世  
の際の推薦人にもなっていることから、細川氏と沢庵との関係  
は始まっていたかもしれない。しかし『細川家史料』における  
沢庵初見はずっと遅れて寛永六年の紫衣事件で、忠利が幕府内  
での崇伝・天海・藤堂高虎の詮議を報ずる書簡<sup>注14</sup>である。この紫  
衣事件で忠利は沢庵らにはじめて注目したのであろう。翌年二  
月には「御製共、殊三人之長老衆之歌奇特千万成御哥之躰と、  
我等共まで奉<sub>レ</sub>存候事<sup>注15</sup>」と、沢庵・玉室・江月の和歌に感心した  
旨を記している。秀忠の死去にもなう大赦で沢庵らの流罪が  
解かれた寛永九年、細川忠利の熊本移封があつたが、沢庵は大  
仙院に宛てた書簡<sup>注16</sup>でそのことに触れ、

細川越中殿御国易、大名に御成候。天下御外聞無双候。御  
満足令<sub>レ</sub>察候。此比御使共給候。未<sub>レ</sub>懸<sub>ニ</sub>御目<sub>一</sub>、御知人にて  
も無<sub>レ</sub>之候。人伝にて得<sub>ニ</sub>御意<sub>一</sub>候。

と述べている。このころまでには忠利の側から沢庵へ何らかの

働きかけがあったようであるが、沢庵はまだ会ったこともなく知人ではないとしている。しかしその三年後に忠利は沢庵の墨跡を入手している<sup>注17</sup>ので、沢庵への関心はいよいよ高まっていたのであろう。

沢庵の「書簡集」によれば、忠興宛はゼロ、忠利宛は四五通、光尚宛は八二通である。忠利宛の初見は、寛永一四年四月付のもの<sup>注18</sup>で、

御札忝存、先頃者、忠庵迄、乍<sup>レ</sup>恐伝語申候つる。御帰国前には、必一日可<sup>レ</sup>申承<sup>レ</sup>候。於<sup>レ</sup>御尋<sup>レ</sup>者、可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>本望<sup>レ</sup>候。一冊静に可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>御覧<sup>レ</sup>候。御合点不<sup>レ</sup>參所候ハ、貴面に又々可<sup>レ</sup>申入<sup>レ</sup>候也。

とある。このころまでには、当然、忠利と沢庵の間には交流が始まっていた。では忠利は沢庵に何を期待していたのであろうか。寛永一四年の忠利宛の沢庵書簡<sup>注19</sup>によれば、

於<sup>レ</sup>鎌倉、灸被<sup>レ</sup>遊、少ツ、御氣も能候由、珍重存候。先為<sup>レ</sup>御養生、無<sup>レ</sup>御帰宅<sup>レ</sup>分之由、尤無<sup>レ</sup>余儀<sup>レ</sup>候。相積御物語共、參候て可<sup>レ</sup>承候。六祖檀經<sup>(六脱カ)</sup>折被<sup>レ</sup>聞候由、有<sup>レ</sup>躰<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>演候文言にて候間、合点ニ入<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>申候。

とあり、忠利が『六祖壇経』<sup>注20</sup>を読んでいたことが知られる。また翌年八月の忠利宛の沢庵書簡によれば、

尚々、こまこまと示給候。如<sup>レ</sup>御書中、先年あらまし被<sup>レ</sup>仰候柳但<sup>レ</sup>ノ書物之事、自<sup>レ</sup>上申請、書写候て可<sup>レ</sup>進候間、其御理をハ、柳但可<sup>レ</sup>申入<sup>レ</sup>候間、其心得仕候へト、但被<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候つる。定而可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>其通<sup>レ</sup>候。先年之御下あとより書申候て、可<sup>レ</sup>進なト、あらまし申候つれとも、右之心故、無<sup>レ</sup>其儀候。其うつしにて候ハすとも、如何様之儀も、心静にして居申候へハ、何事も成申候間、かさねて閑居仕候時、可<sup>レ</sup>相認<sup>レ</sup>候。

御暇出候而、早々御立之由候而、御状被<sup>レ</sup>下候。御取紛之間に、被<sup>レ</sup>掛<sup>レ</sup>御心<sup>レ</sup>候儀一入過分之至候。御国之御普請以下、被<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>御心<sup>レ</sup>之段、別而可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>御満足<sup>レ</sup>候。来春者御上洛、自<sup>レ</sup>是江戸へ可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>御下<sup>レ</sup>候。其節爰元ニ有<sup>レ</sup>合候者、可<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>御目<sup>レ</sup>と存儀候。諸悪莫作之意趣、重而委書付可<sup>レ</sup>進候。万々期<sup>レ</sup>後信<sup>レ</sup>候。恐々謹言。

とあって、忠利が沢庵から禅の指導を積極的に受けていたことを知る。柳生但馬への書物とは「不動智神妙録」のことであろうが、これにも家光が関与していたらしく、家光の許可を得てから書写すると断っている。「諸悪莫作之意趣」とは『景德伝灯録』巻四「鳥窠道林」章にみえる鳥窠と白居易との問答話のことであるから、忠利は公案に積極的に取り組んでいたようであ

る。また二年後にも沢庵は忠利に、

御書中西江水之事、并彼是委御返事後便可<sub>ニ</sub>申進<sub>一</sub>候。先度進候書物、直口上不<sub>レ</sub>申候而、御残多<sub>存候</sub>。<sup>註21</sup>

と書き送っているの、このころは「西江水之事」に取り組んでいたものか。「西江水之事」とは、『碧巖録』四二則にみえる馬祖道一と龐居士との問答話のことである。このように忠利は禅の公案に取り組み、沢庵から禅の指導をうけていた。

また忠利は父忠興よりも早く五六歳で亡くなっている。忠興が八三歳と長寿であったことにもよるが、忠利は病弱だったようである。すでにみた寛永一四年の沢庵の書簡に、鎌倉で養生している云々の記述がある。もともとこの直後に島原で農民蜂起が起こり、忠利はただちに国許に戻り、乱の平定のために奔走することになる。乱後の同一五年六月の書簡で沢庵は、

尚々、島原之陣中さてさて御苦勞、中庵処からも申越候。家中手負死人数多之由、(略)御手前御氣もつき候半と存候所ニ、御息災之旨承、悦申候。御やうしやう専用<sub>ニ</sub>存候。大樹之御やうじやう、中々大方之者之成事にてハ無之候。(略)御やうしやうかんようにて候。しやうかのしる、つねに参候事あしく候へく候。ミツ丸など常ニ参候事御無用ニ候。常にあまり葉参候事も、

同者御無用ニ候。まことの時、葉きゝ申さす候。とをのけて葉をのミ申候へハ、珍候てきゝ申候。珍事を人申候とて、色々之葉参候事御無用ニ候。(略)

切々御状被<sub>レ</sub>下候。終返事不<sub>レ</sub>仕、背<sub>ニ</sub>本意<sub>一</sub>候。島原落城之已後、少御所勞之事候処、万病円三粒参、御快氣之旨、奇妙なる儀被<sub>レ</sub>成候。補劑共参候ハ、氣益候而、弥塞り御積出可<sub>レ</sub>申候。滞氣御破候ハ、其後は補葉も苦間敷候。塞たるまゝにて、補葉参候ハ、弥病氣増上可<sub>レ</sub>仕候。能御分別ニテ、早々御快氣珍重候。爰元無<sub>ニ</sub>別条<sub>一</sub>、大樹弥御氣色能、逐<sub>レ</sub>日御丈夫ニ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成候。(略)柳生但州息災ニ御座候。御兵法之儀御穿鑿迄候。数々御書物御吟味候而、此旨をと御尋候而、筆作仕候。

と述べている。島原の乱後の所勞が万病円で快氣との話は奇妙なこと、気が塞がった状態での補葉の服用は病氣の増上になるとし、「ミツ丸」や生姜汁の常用も良くなく、総じて葉の多飲は無用と戒めている。その忠利も寛永一八年、父忠興(三斎)に先だち、五六歳で死去した。家督は一子光尚が継承した。その光尚に対し沢庵は、

宗五公御跡式無事ニ結構被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、実嘆之中之御悦に而候。(略)愚老事者、近年他にことなる御したしみにて候故、



今もまことしからず、御国に御座候て、不日ニ御参府も候様ニおもハれ、さてもさてもと俄に又驚様ニて、独手を打事までにて候。(略)

一御やうしやうをよく被<sub>レ</sub>成、御達者ニ候ハねは、御奉公も不<sub>レ</sub>成御事ニ候。御やうしやうといつは、御食物むさと不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成、過不<sub>レ</sub>申事第一也。

一又一道の御やうしやう、御とし若候間ニ、むさと候へハ、血氣破候て、大病出申候。右之ニ専用之御事にて候。

一国をよく御持かため被<sub>レ</sub>成候事専用候。御国ひろく候間、はしはしまても御心をそへられ、古老之者ともニ心を付申候様ニと、常々家老へ被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候事専用候。寺沢先年之様なる事御座候間、大事之事にて御座候。

一御国之御法度ニ堅成申とが人ハ、其段者国之御為にて候間、御分別ニ可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候。大方之者くるしからさるとが人ハ、御入国之御祝儀又ハ御きたうと思召て、ろうはらひなとさせられ候は、一国之者あつと申候て悦可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>候。御国之御きたうにハ、類もなき御事たるへく候。非常ノ大赦とて、か様之時の御きたうに、自<sub>レ</sub>昔一度之儀候。

(略)

一御身類間へも、先此のみきりハ御ふるまひにも御出候事、

何とそ御法度ニ被<sub>レ</sub>成候て可<sub>レ</sub>然候。(略)殊二人の心おそろしき時代にて候。人ニたくされ候てハ、如何様のたくミをも、人ハ仕物にて候。そばあたりの者にも、御油断ハ被<sub>レ</sub>成間敷候。さやうニ候とて、色を人ニミせて仕たる用心ハ、かへつてあたに成物にて御座候。用之内ニ御分別可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。用心とハ、心を用ると書申候へハ、ことはにも色にも出し候てハ、用心に成不<sub>レ</sub>申候。(略)よそへハ御座被<sub>レ</sub>成す候とも、御前へハ家老随分之者ともをハ、細々召候て、御振舞なと被<sub>レ</sub>成、忝存候ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。と細やかな配慮の書簡を送っている。まず無事家督を継げたことのお祝い、近年の忠利との昵懇、それ故にまだその死が実感できないことを述べ、その後には養生、国固めの必要性、入国祝儀としての牢払い、家臣への用心を一つ書で教訓している。とくに最後の家臣への用心には生々しいものがある。親類にも油断できない状況であったものか。

また光尚に腫物ができた時にも、痔にて候由候。はずにてハ無<sub>レ</sub>之候哉。痔にて候へハ、可<sub>レ</sub>然候。うミ申由候間、はずにてハ無<sub>レ</sub>之候哉。はずハ永引申にて候間如何と存候。痔にて候ハ、名誉之薬、殊外工能にて、道三起請にて相伝候故、別人へハ申事不<sub>レ</sub>成候へ共、起請之罰

ハ、長老ニおわさせられ候事にて候間、申由候而、相伝候薬方書申候て進候。きうたくへ御相伝候而、調合せられ候へく候。きうたくへハ、別而無疎意候間、私弟子ニ仕候。別書ニ書付進候。<sup>註22</sup>

と、沢庵は心配している。「はず」とは、悪性の腫物<sup>註23</sup>のことであろう。光尚は痔ではないかと言ひ、沢庵は「はず」ではないかとしている。もし痔であるならば、曲直瀬道三から相伝した薬方があるので、休沢に相伝するから調合してもらうようにしている。道三と沢庵の関係、休沢は沢庵の弟子であり、沢庵の医術知識と人脈には注意しておきたい。その腫物が治つた時にも、沢庵は、

御快氣之旨、自何以珍重存候。常酒を過、美食多參候衆ニ、左様之所之腫物出候。臟毒なとて出申候。然共御手前ハ御酒不參、又悪食も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成、美物も多ハ不<sub>レ</sub>參由、内々承候。今度之御腫物不思議存候。彌肉之物共ハ、常ニ參間敷候。牛鹿狸其外獸等者、魚類ヨリツヨク候。魚類モ数多物にて候間、熱物ツヨキ物ヲサケラレ、味能候而、毒ニ不<sub>レ</sub>成、物ノアサキヲ可<sub>レ</sub>參候。<sup>註24</sup>

と、日頃の食生活の大切さを説いている。

また光尚は熊本に妙解寺を建立しその住持の推薦方を沢庵に

依頼していたが、それに対し沢庵は、

就<sub>ニ</sub>妙解院御建立<sub>一</sub>、住持分之人指図加申被<sub>ニ</sub>仰聞<sub>一</sub>候。如<sub>ニ</sub>御存<sub>一</sub>、私弟子とて、誰も無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候。万派同源之事候。誰々を被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>請候ても不<sub>レ</sub>苦儀ニ候。北一派之門中誰ニも相応<sup>(仁カ下同シ)</sup>之任一人も無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候。啓室座元ト申單寮外之人御座候。文字才学者雖<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候。大徳派之修行相究、被<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>印可<sub>一</sub>候。五三年之内、出世も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仕任候。掃除勤行等被<sub>レ</sub>致、真前之焼香被<sub>レ</sub>仕候分、其外行跡無沙汰之儀無<sub>レ</sub>之人、於<sub>ニ</sub>紫野<sub>一</sub>も、喝食立之人ニ而御座候。為<sub>ニ</sub>私名代<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下候様申談候処、無<sub>ニ</sub>才学<sub>一</sub>候条、如何被<sub>レ</sub>申、辞退及<sub>ニ</sub>度々<sub>一</sub>候へ共、私名代之由申候間、其上者、兎も角もと領掌被<sub>レ</sub>申候間、天祐同船下可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候。<sup>註25</sup>

と、啓室という龍嶽の法嗣を推薦した。ここにいう妙解院は東海寺の塔頭ではなく、熊本の妙解寺のこと。気になるのは沢庵が啓室を文字才覚がないと言ひ、啓室自身も才覚がないと辞退していたらしいことである。光尚もそれが不満だったのか、沢庵は、

此度下シ申啓室、北門派ニテ、自<sub>ニ</sub>喝食<sub>一</sub>ソタチ被<sub>レ</sub>申候。行跡モ能候間、御寺ノ焼香被<sub>レ</sub>仕候共、若輩ナル事ハ有<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>間敷候。掃地勤行タ、シク被<sub>レ</sub>仕候へハ、万事済申候。右ニ

如<sub>二</sub>申候<sub>一</sub>、文字才覚ノ事ハ無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。紫野一派ノ参学ヲ遂、師匠ノ印可ヲ得申候へハ、本寺大徳寺ノ住持ヲモ持申事ニ候間、何方ノ寺ノ住持仕候テモ、不足ハ無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。文字言句ノ御用者被<sub>レ</sub>仰間敷候。御大名之事にて候間、御事之欠申儀ハ御座間敷候。<sup>社26</sup>

と重ねて啓室が住持として不足はないことを強調せざるをえなかつた。このことは光尚の住持への期待が、「掃地勤行」だけでなく「文字言句ノ御用」にもあつたことを思わせる。

#### 四、沢庵と家光

沢庵と家光の関係については、既に辻善之助氏が、沢庵は宗教行政上の諮問（高野山学侶行人相論・儉約令）に応えただけで、「日常の政務には携はらなかつた。唯根本の精神の上に於いて、家光に注込む所があつた」と<sup>社27</sup>され、千葉乗隆氏も「専ら仏道を通じての交わりに終始」し、「為政者家光の人格形成」に寄与した点で「崇伝らのはたした役割よりも大きい」と評価されている。<sup>社28</sup>そこで両氏の評価も念頭に置きながら、家光が沢庵に何を期待していたのかという点に焦点を絞り検討してみたい。

まず家光が沢庵に関心をもつたのは、おそらく柳生宗矩を通

じてのことであろう。宗矩は家光の剣術指南であり、家光はかなり早い時期から沢庵のことを聞かされていたと思われる。後のものであるが、文政一三年（一八三〇）東海寺から寺社奉行に提出された「書上」<sup>社29</sup>がそのあたりの事情を、

大猷院様剣術被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御稽古<sub>一</sub>、柳生但馬守殿御指南被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>誓詞<sub>一</sub>、一流之奥義不<sub>レ</sub>殘御相伝被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。然処、劍術之上御自由御働、但馬守御同前ニ無<sub>レ</sub>之段御不審被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御尋<sub>一</sub>候処、但馬守被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候者、上様之儀以<sub>二</sub>誓詞<sub>一</sub>御相伝申上候上者、一流之奥義殘処無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候得共、愚意ニモ最初未熟之処有<sub>レ</sub>之、沢庵ト申僧ニ禅法之儀相尋候処、観音通身手眼之道理ヲ被<sub>レ</sub>示、其已後、寤寐恒一之工夫ニ意ヲ尽シ、□是以後自由ヲ得テ、唯今之劍刀身ニ当ル事曾テ無<sub>レ</sub>之、寤テモ寐テモ恒一之道理ニ相叶候。此儀偏ニ参禅之功ニ候由被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候。依<sub>レ</sub>之、上様ニモ沢庵御慕之思召有<sub>レ</sub>之寛永九壬申年、沢庵ヲ羽州上ノ山配所ヨリ被<sub>二</sub>召還<sub>一</sub>、江戸安堵蒙<sub>二</sub>御免<sub>一</sub>、駒込堀丹後守屋敷え寄居被<sub>レ</sub>致候。其間御不審之事、但馬守殿ヲ以御尋有<sub>レ</sub>之、一々御返答、上意ニ相叶候儀及<sub>二</sub>数十度<sub>一</sub>候。

と記す。二世紀も後のもので俄に信じるわけにはいかないが、内容的にはおかしくはない。「観音通身手眼之道理」とは、『碧

巖録』八九則の「（雲）巖云く、師兄作麼生、（道）吾云く、通身是れ手眼なり」<sup>注30</sup>に由来する。これは『観音経』（『法華経』第二五「観世音菩薩普門品」）で説く観音の三三身、観音は救済対象にに応じて三三身に变化する、つまり観音の自由自在な働きを示すことから展開した話である。この自在な働きは、沢庵が宗矩に説いた『不動智神妙録』の世界でもあり、沢庵がこの種の公案を宗矩に課したことは十分考えられることである。

このように、家光の沢庵に対する最初の関心は、剣術や兵法の背後にある禅の世界であったと思われるが、兵法に関してはしばしば話題にしたらしく、寛永一三年九月末日付の小出吉英宛書簡<sup>注31</sup>で沢庵は、

又廿四日ニ召候。初夜時分まで居申候。其時ハ御尋之事も大方過て、但馬をもめし、兵法の事ニ付テ、沢庵前にて、わが存分を申して見よなと、御意にて、但馬申分共御座候。其次ニ、加賀守をもめして、そちななどは、わかき程に、ちとそれへ出申、雑談共聞申と被<sub>レ</sub>仰候て、加賀殿も、御前へ御伺候々し。申上候事共、御用多候へハ、御失念候間、連々少つゝ書付て被<sub>レ</sub>申候へと、直に御意ニ候故。廿四日以後は、書物ニかゝり申て、登城も不<sub>レ</sub>仕候。廿七日ニ、一冊書物申て上候。殊外御満足之由候。

と報じている。この日は家光からの「御尋之事」があり、その後柳生宗矩・堀田正盛が呼ばれて兵法談義があった。家光の要望で、沢庵の言を一書に認めたが、この一冊の書物とはおそらく『不動智神妙録』のことであろう。同書簡は、この七日前に沢庵が家光に呼ばれた時の家光の言を、

無理なる儀にてもあれ、仏道も昔之様ニなくおとろへ候故、権現之為法度被<sub>レ</sub>仰候て、就<sub>ニ</sub>之儀<sub>一</sub>、遠国へ台徳院被<sub>レ</sub>遣候へ共、御そバにて候へハ、身がよびかへし、か様之事をも問度なと、おもふて、一ツハころにもかけ候。左様之所をも、そちも定テよしミにおもふましきにてもなき程ニ、心やすく物をも問事ぢや、天下之万事にかられ候て、坐禅ニかゝりて、工夫三昧もならぬ身に而候間、胸のふしんとも、一ツつゝはらし、連々心づき候様にとおもふ程ニ、さう心得てと、いかにもこまやかに御意にて候。

と、記している。ここで家光は、紫衣事件の流罪は秀忠の行ったこと、流罪を解き沢庵を呼び戻したのは自分であることを改めて沢庵に確認させ、心やすく物を問いたいこと、坐禅工夫の暇もなく胸の不審を晴らしたいとの希望を述べていたことが知られる。

家光は沢庵から何かの講義も受けていたようである。寛永一

四年一月一七日付宗鏡寺外六名宛書簡<sup>注32</sup>に、

八日二ハ、午時より参候。はや文字見え不<sup>レ</sup>申候間、本をたゝ  
ミ候て申様二ハ、御気尽させられ候はん、我ら儀ハ、何時  
も御錠次第罷上儀二候間先、と申候へハ、か様に面白事に  
ハ、気ハ尽ぬと御意二候。

とある。沢庵の講義は魅力的だったのであろう。家光は少しも  
飽きないと言っている。家光はそのような講義や相談の対象と  
してだけ沢庵のことを考えていたわけではなかった。寛永一五  
年四月の吉英宛書簡<sup>注33</sup>で、

二之丸へ切々召候而、物をも御問被<sup>レ</sup>成候事、世間ニかくれ  
も有間敷候、然は但馬下屋敷長屋之すみニ、いつくの修行  
者とも往来とも不<sup>レ</sup>知躰にて、密々ニ二之丸へ召候事も、外  
聞いかゝ二候間、寺をも被<sup>レ</sup>仰付<sup>一</sup>、本丸へも罷出候様に、  
面むきに候ハねは、不<sup>レ</sup>成事二候。其上諸宗諸寺之御仕置を  
も被<sup>レ</sup>成度思召候。さ様之事も、御談合をも被<sup>レ</sup>成度思召候。  
(略) 被<sup>レ</sup>仰様二ハ、筑紫のはて、奥州のはてにて僧にても  
俗にても、わか用とあらんニ、いなとハ、誰が可<sup>レ</sup>申そ、そ  
この事は、沢庵一人にはかきらぬ、住宅仕候て、よろつ御  
談合にも立入り、猶々御問あり事<sup>(るカ)</sup>ハ、限もなき事なれば、  
いつまで穩密<sup>(隠カ)</sup>之様ニ、二之丸へはかり召候儀も、いかゝニ

思召候間、任<sup>ニ</sup>御意<sup>一</sup>申候へ、寺も末々迄の残候為、沢庵相  
果候已後迄も跡をも残し、紫野の末寺と成候へハ、本寺の  
為にても候なと、数々之御意ハ、紙面にも不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>述儀候。  
と、沢庵は家光の発言を書き記している。沢庵が江戸城で家光  
の諮問を受けていることは天下周知のこと、なのにいつまでも  
修行者然とした風体での登城は外聞が良くないこと、寺を建て、  
二之丸だけではなく本丸にも出られるようにしたい、そのうえ  
「諸宗諸寺之御仕置」をもさせたい、これが家光の意向であった。  
「筑紫のはて、奥州のはてにて僧にても俗にても、わか用とあら  
んニ、いなとハ、誰が可<sup>レ</sup>申そ」は將軍としての矜持である。

以上、家光が沢庵の何に期待していたのかをみてきた。ここ  
で整理しておきたい。まず第一に、兵法<sup>一</sup>劍の道の背後にある  
禅の世界への関心である。これは柳生宗矩の示唆があった。第  
二に、「心やすく物をも問」える相談役への期待である。家光は  
年寄衆との齟齬<sup>注34</sup>があったり、家光の威光が強くなり諸事上聞に  
達しない状況<sup>注34</sup>があった。それだけに家光は孤独であり、沢庵の  
ような存在は必要であった。第三に、寺社行政職への期待であ  
る。家康・秀忠には崇伝・天海がいた。家光も沢庵にそれを期  
待していた。沢庵が江戸住宅の件を吞む時、「公界ヲ仕、伝長老  
などの様ナル御奉公<sup>注35</sup>」はご免被りたいと念を押さなければなら

なかつたのは、家光にその気があつたことを物語る。第四に、当代一流の教養人沢庵への期待もあつたと思われる。沢庵は禅・仏教は言うまでもないが、和歌・剣の道・茶道・儒学・医学にも通じた教養人であつた。家光に「か様に面白き事には、気は尽きぬ」と言させた名講義を沢庵はできる人であつた。

## 五、沢庵の君臣論

沢庵の著作に「三字説」がある。二種類あり、一つは「三字説」と題する四一八字という短文で、『明暗双双集』注36巻九に収められている。これは流罪中の沢庵が上山藩主土岐頼行に書き与えたものである。注37もう一つは「上中下三字説」と題し、上記の「三字説」に説明を加えたもので、注38これは沢庵が七〇歳の時に出石藩主小出吉英に書き与えたものである。注39ここに沢庵の君臣論が窺える。いずれも土岐頼行・小出吉英という大名に書き与えたものであるから、大名の統治論といえるかもしれない。

沢庵の「上中下三字説」については、西義雄氏が「沢庵和尚と教育」注40という論文で「沢庵の君臣観」と題して検討している。それによれば、西氏は「沢庵和尚の我国に於ける君臣の大義名分に関する見解には、非常に判然たるものがあり、敢えて幕府

の権勢に屈せず、世と人に対して国体の明徴を正す処があつた」という視角から「天皇が京都に在す故に近畿地方のみ天皇の御支配にして其他關八州は徳川、他は夫々の諸侯大名の支配なりとせんとするが如き謬見の往々行るゝに対して此を正し率土の浜率土の辺、天皇の御支配に非ざることなき儀を明してゐる」とされた。管見によれば、「上中下三字説」に関しては西氏のこの国体明徴論があるだけなので、以下、詳しく検討したい。

沢庵は先ず、天の陽氣と地の陰氣が中和して万物生成するのは、父母の間に子が産まれるのと同じことであるとする。この天の陽氣・中和の氣・地の陰氣に相当するのが大人・明臣・庶人である。大人とは「天下ノ主」のことであるが、一国の主・一郡の主・一家の主も心持ちは同じである。庶人は万民のこと、明臣とは「道正シク、明ラカナル臣下」のことで、「下々ノコトラ上へ申上ゲ、又上ノ心ヲ下へ申聞ケテ、上下通ズルヤウニスル」ものだといふ。君は天地の徳を受け、臣下の道が正しいときは君の徳が空しいことはない。君たる人は下民を恵み憐れみ、高位にいても下へ心を通ずるもので、それに欠けると臣下に不正が生じ民を悩ますことになり、「己モ一代ハマギラカセドモ、子ノ代ニナレバ、知行ヲ取落サレ、膏ヲシボラル、ナリ。ソノ子不便ナルコトナリ」ということになる。頼朝は三代で果

て、鎌倉殿は九代、足利家は一三代続いたのは理由のあることで、人を苦しめることが多ければ必ず滅ぶものである。信長・秀吉の御代は七〇年の内で滅んだことを鏡とすべきである。

そして上中下の三字を図式化し、上中下の構造を説明する。

上は下を、下は上を打ち返したもので、真ん中に棒を通して口を貫く。これは上が下に向かい、下が上に向かい、その間を口で通じる。これは君(上)は民(下)を思い、民は君を敬い、臣(中)が両者の仲介をするという意味であろう。沢庵はさらに続けて「君タル人ハ、天徳ヲ身ニモチ玉フナリ。何ナレバ、率土ノ地モ皆王土ナレバ、覆ヒノコス所ハナイゾ」と君主論を語り、「天下ヲシロシメス君ハ、天ノ御代官ナリ。然ルヲ天ノ氣ニタガヒ玉ハバ、畢竟御身ニ悪事来ルベキナリ。臣下ハ、人君ノ御代官ニテ、人君ノ心ニタガハ、必ず後ハ其身亡ブベシ」と述べ、君は天の代官、臣下は君の代官であるとす。この君臣論はかなり抽象的である。君は天皇を意味しているようであるが、臣下がどこまでを指すかが曖昧である。そのあたりを後に具体化して、

国トハ王ノシロシメス所ナリ。王様ハ天下ヲシロシメス主ナレバ、必ラズ畿内計リノコトニテハナシ。国トハ、天下ノコトナルベシ。家トハ諸侯ノシロシメス分国ナリ。日本

ニテ今ノ国取衆ノコトナリ。州と云ハ、遠州江州ナド、テ、一州々々ノコトナリ。県ハ郡ナリ、郷ゾ儻ゾナドト云、皆ソノ内ノ小割ニテ、唐ノ国郡ノワリナリ。日本ノワリニ不<sub>レ</sub>合コトナレトモ文章ナレバ、書付テモ無<sub>レ</sub>詮義ナリ。

と述べる。王の統治は畿内ばかりではないと語るところをみると、この王は天皇を指していると思われる。もつとも天皇が畿内を統治しているという事実がないのはもちろんであるが、天皇の権威が畿内に及んでいると一応は理解しておきたい。そして家とは分国で、その統治は国取衆が行っているという。ここで問題が起こる。將軍がここには出てこないのである。幕府の位置づけがない。その曖昧さを残しながら、最後に「今コノ時代、国豊ニ民楽ム。恩恵仁風ガ和ラギ暢テ、誠ノ聖代ノ春ニ逢ト申スナリ」と結んでいる。

この「三字説」「上中下三字説」が土岐頼行・小出吉英に書き与えたものであるから、君が天皇を指すのか、將軍がどういう位置づけなのか曖昧であつても問題ではないといえる。上(君・王)は「天下ノ主」のことであるが、「一国ノ主」「一郡ノ主」「一家ノ主」でも「心モチハ同ジ」ことであり、頼行や吉英に対して領主の心懸けを教訓することに主眼があるからである。天皇の権威が畿内に及んでいるとの沢庵の認識に触れたが、

朝恩について沢庵は「東海夜話」で、

一、人皆朝恩不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>輕矣。爵禄之及<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>者。聊似<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>朝恩<sub>一</sub>。至<sub>ニ</sub>其不<sub>レ</sub>及者<sub>一</sub>。曾以不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>朝恩<sub>一</sub>。是人以<sub>レ</sub>愚故。不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>恩<sub>一</sub>。普天下無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>朝恩<sub>一</sub>者。只聊有<sub>ニ</sub>淺深<sub>一</sub>乎。爵禄之及<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>者外。若謂<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>朝恩<sub>一</sub>。則我為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>說<sub>レ</sub>之。帝畿之内者。在<sub>ニ</sub>上一人<sub>一</sub>故。今世雖<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>道<sub>一</sub>。聊有<sub>ニ</sub>道故<sub>一</sub>。民不<sub>レ</sub>逢<sub>ニ</sub>非法坐<sub>一</sub>。令吏若行<sub>ニ</sub>非法<sub>一</sub>。則訴<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>遁<sub>ニ</sub>其坐<sub>一</sub>。畿外之國。遠境之民者。朝光遠故。無<sub>レ</sub>路<sub>レ</sub>訴<sub>ニ</sub>其非法坐<sub>一</sub>。恣被<sub>レ</sub>曲<sub>ニ</sub>令吏<sub>一</sub>而禁獄。或逢<sub>ニ</sub>水火之攻<sub>一</sub>。終喪<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>悲矣。是畿内之民豈謂<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>爵禄<sub>一</sub>之外無<sub>ニ</sub>朝恩<sub>一</sub>乎。蓋生<sub>ニ</sub>畿内<sub>一</sub>民者。實天禄也。畿外遠境之民。實可<sub>レ</sub>悲哉。所以聖王專以<sub>レ</sub>道。是憐<sub>ニ</sub>天下民<sub>一</sub>也。<sup>41</sup>

と述べている。ここで注目されるのは、人として朝恩を蒙らざるものはいないとの考え、畿内と畿外とを区別し、畿外の人民は悲しむべきであるとの考えであろう。なぜ朝恩があるのか曖昧であるが、ただ「爵禄」といい「帝畿之内者。在<sub>ニ</sub>上一人<sub>一</sub>故。今世雖<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>道<sub>一</sub>。聊有<sub>ニ</sub>道故<sub>一</sub>。民不<sub>レ</sub>逢<sub>ニ</sub>非法坐<sub>一</sub>」ということからほぼ推察できる。要は「聖王」である天皇が「憐<sub>ニ</sub>天下民<sub>一</sub>」心をもって政治を行っているが、何分その支配権が畿外まで貫徹されず、そのため畿外の人民が悲惨を舐めるといふ。非法の罪

に逢うあたりは紫衣事件での自己の流罪体験を踏まえているようにも思える。

だがいずれにしても、ここで沢庵は天皇の統治権に言及している。官位授与・年号制定・曆制定が天皇の統治権的権能とすれば、<sup>42</sup>「爵禄」は官位授与に当たる。それと天皇の存在が「聊有<sub>ニ</sub>道<sub>一</sub>」根拠になると考えていたことに留意したい。というのは、道の根拠が後述の沢庵の名分論と関係すると思うからである。

沢庵が生きた時代は戦国末期の動乱の時代であり、その覇者である織田・豊臣氏が亡ぶのを現実に見ている。この激動の時代にあつて変わらなかつたのは天皇の権威であつた。沢庵が天皇の精神的権威内の大徳寺に籍を置く僧であるから素朴にそう考へていたとしても不思議はない。大徳寺は勅願寺であり、出世の儀に関しても天皇の許可を得て初めて実現していたのである。まさに「爵禄之及<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>者」であつた。

しかしその一方で、沢庵の後半生は幕藩体制の確立期でもあつた。朝廷の権威は実態としては無力化しつつあつたが、それでも畿内にはまだ反幕感情のごときものが燦つていたと考えられる。その現実認識が「帝畿之内者。在<sub>ニ</sub>上一人<sub>一</sub>故」や「畿内計リノコトニテハナシ」といふ言葉に現れたといえよう。そもそも建前からいけば、將軍も「爵禄之及<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>者」であるわ



けではあるが。

その「爵禄」を通じて身分社会が出来上がっているとの名分論が沢庵にはあった。天皇はその頂点にいる。「爵禄」を通じた秩序体系が「公」であり、そこから外れたものは「私」ということになる。この「公」と「私」について、沢庵は「泉南寓居記」<sup>注43</sup>で、

一、聖賢一人之私。貴賤天下之公。不可<sub>下</sub>以一人之私<sub>加</sub>天下之公<sub>上</sub>。此意尤公論也。人多以<sub>三</sub>我有<sub>三</sub>聖賢之心<sub>一</sub>。蔑<sub>三</sub>貴介官位<sub>一</sub>。有<sub>三</sub>聖賢心<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>聖賢心<sub>一</sub>。蔑<sub>三</sub>尊位<sub>一</sub>。不善也。聖賢不蔑<sub>□□</sub>有<sub>三</sub>聖賢之心<sub>一</sub>者。未<sub>レ</sub>尽<sub>三</sub>聖賢之心<sub>一</sub>。吁如<sub>レ</sub>礼。何矧又未<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>聖賢心<sub>一</sub>。已謂<sub>レ</sub>得。妄気高而蔑<sub>レ</sub>人。是若非<sub>レ</sub>愚即狂乎。

と述べている。聖賢というのはその人自身の問題であくまで「私」的領域に属するものであるが、貴賤は天下の秩序体系で「公」のものである。したがって、いくら自分には聖賢の心があるからといって、貴介官位の者を蔑ろにするのは、「私」が「公」を批判することで間違っているという。沢庵は「公」「私」と賢愚との関係についてさらに、

一、人修学シテ賢心アラハル。又匹夫トシテ自ラ賢心アルモアリ。【私】縦有<sub>三</sub>賢智<sub>一</sub>。匹夫也。匹夫蔑<sub>三</sub>貴介尊位<sub>一</sub>豈可

乎。【公】人愚而居<sub>三</sub>尊位<sub>一</sub>。縦愚モ其身尊位也。不可<sub>レ</sub>欠<sub>レ</sub>礼。夫子從<sub>三</sub>大夫之後<sub>一</sub>。事<sub>三</sub>公卿之貴<sub>一</sub>。敬<sub>三</sub>陽虎<sub>一</sub>見<sub>三</sub>南子<sub>一</sub>。縦是孔子ノ智才アリトモ、才智ハ我私也。才智ナクトモ、在<sub>三</sub>官位<sub>一</sub>人ハ公也。以<sub>レ</sub>私蔑<sub>レ</sub>公ヘカラズ。<sup>注44</sup>

と述べる。たとえ賢智の人といえども匹夫は匹夫であり、たとえ愚者であっても尊位におればその身は尊いことになる。それは才知の人孔子ですら、魯の下克上の覇者陽虎を敬い、多情で評判の良くない衛の靈公夫人南子に謁見したことも分かることである。才知は「私」、官位は「公」で、「私」が「公」を蔑ろにすることは許されない、ここに沢庵の名分論がある。

しかし紫衣事件で沢庵が幕府の政策を公然と批判したことは自らの名分論とどう関わるか。沢庵自身は「沙門の言行正しきときは、則ち権威とても恐れなし」<sup>注45</sup>と述べており、これが紫衣事件を踏まえた発言とみるならば、「沙門の言行」はあくまで「私」的なものであり、それがいかに正しかろうとも「権威」＝幕府という「公」を蔑ろにすることにはならないか。しかし沢庵は右の文章に続けて、「私を以て沙門に傷くるときは、則ち我に耻無し。其耻在<sub>レ</sub>権。其罪在<sub>レ</sub>権」と述べる。その「権威」＝幕府が「私を以て」行ったことであり、その耻・罪は「権威」の方にあるということになる。そもそも沢庵は幕府を「公」権力

として認めていたかが問題である。既述の朝恩論からいけば、「公」はあくまで天皇にありそうであるが。ただ大坂の陣以前の慶長一四阶段で、「国家権威長帰源氏」と明言している事実も、沢庵の現実認識という点で看過できない。

流罪を解かれ大徳寺帰山を許された後のことであるが、家光は執拗に沢庵が江戸に来ることを要求した。そんな折り、沢庵が柳生宗矩に宛てた書簡に、

上意之由、防州被<sub>レ</sub>申候を、いや罷下儀成間敷とも被<sub>レ</sub>申儀候。今当分者煩申候間、延句ハ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候。とけてハ上意をいやとハ、いかなるはちひらき坊主ニても、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候儀候。さてわか身ニ取てハ、公界罷成身上にて無<sub>レ</sub>之公へ共、上意にて候ハ、しな川辺まで参て、かゝ<sub>レ</sub>申候ても、御意をハ背申さぬにて候。

と述べている。上意には逆らえないとし、家光に近侍することを「公界」と称している。これは幕府を「公」権力と認めていることになるであろう。また同年（寛永一二年）に小出吉英に宛てた書簡にも、

今度之御状、相煩申候共ト候へハ、以<sub>レ</sub>煩可<sub>レ</sub>申分<sub>二</sub>様モ無<sub>レ</sub>之候。普天下之下卒土之浜、無<sub>レ</sub>御国之外<sub>二</sub>候。其御国ニ居申、難<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>上意<sub>二</sub>候故、乍<sub>ニ</sub>迷惑<sub>二</sub>罷下用意仕候。

と述べており、普天下の下・率土の浜を支配する上意の主体は將軍が国王ということになる。

さらに晩年の正保元年八月一日付の小出吉英宛の書簡で、愚老式 将公より自然にハ金子など被<sub>レ</sub>下、此度も銀子共被<sub>レ</sub>下候へは、当座ハちらして、自分之榮耀にハ、少も入不<sub>レ</sub>申候。五百石知行御座候へ共、一年私三百六十日ヲ一日モ不<sub>レ</sub>欠被<sub>レ</sub>下候ても、七斗貳升之外ハ、知行之物私之身ニ不<sub>レ</sub>用、小袖帷一つ不<sub>レ</sub>仕候故、知行被<sub>レ</sub>下候義、重宝とも何とも可<sub>レ</sub>存様無<sub>レ</sub>御座<sub>二</sub>候。七斗二升ハ、何ノ浦に居申とても、なきと申事ハ無<sub>レ</sub>御座<sub>二</sub>候。若なく候へハ、草木の実にても同事に候。只深き御恩ハ、此国ニ居申事、是大恩にて候。是を報<sub>二</sub>国恩<sub>一</sub>と出家道には申候。先日も報恩謝徳と存書申由申候へは、却而御心にかゝり候由、御書中ニ候。出家之三時之勤行仕候ハ、為<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>四恩<sub>一</sub>ヲにて候。天地ノ恩、国王之恩、父母之恩、衆生之恩是にて候。勿論此国ニ居申候ハ、国王ノ恩とハ、又将公之恩ニ而候。其内又一国一国内ニ居申ハ、其国王之恩にて候。其国ニ居申てハ、祈祷をもいたし、国主之恩ヲ報申、出家之勤行にて候故、公界はれたる申分にて候間、米穀被<sub>レ</sub>下候而、恩を報すへきと存候様ニハ思召間敷候。是ハ一分一分知<sub>レ</sub>恩と申仏之道ニ而、先書に

も申事二候。將軍様より知行被<sub>レ</sub>下たとして、忝がる味ハ、俗意二而御座候。国王将公国取之ゆるされすハ、此国に報をひろめ、衆生濟度すへき事不<sub>レ</sub>成候。此国をゆるされ候事を恩と存候。

と沢庵は述べている。東海寺に賜った朱印地五〇〇石を重宝と忝ながら気持ちはなく、私用にするのは一年七斗二升だけである。これはどこにいても食べるわけで、無ければ草木の実を食べるだけである。深い御恩といえ、この国に居ることが大恩で、仏教ではこれを国恩という。出家は三時の勤行で四恩を報じている。国王の恩は具体的には将公の恩であり、国主の恩でもある。その恩とは弘法利生を許されていることによる。

ここでは国王に関して二種の表記がある。一つは「此国二居申候ハ、国王ノ恩とハ、又将公之恩二而候」で、もう一つは「国王将公国取」である。前者の国王は將軍であり、後者の国王は天皇である。この書簡に続く文章で、沢庵が後水尾上皇に拝謁したことを「国王之御前一間之所二居申候」「天子之御案内にめくらせられ」と述べている。以上を併せ考えると、沢庵は、国王は天皇であるが実質的に国を支配しているのは將軍である、と考えていたと思われる。つまり国王の分裂、換言すれば、国王の二重構造ということが出来る。沢庵にとって、形式論・名

分論からいけば国王は天皇であるが、実態論からいけば国王は將軍とならざるをえなくなる。紫衣事件を経過するなかで、沢庵の国王観が形式論・名分論から実態論へとやや比重を移したことは否めないのであるが。

(注)

- 1 石井紫郎「近世の国制における『武家』と『武士』」(日本思想大系『近世武家思想』岩波書店、一九七四年)
- 2 『沢庵和尚全集』六(巧芸社、一九二八年、以下『全集』とする)所収。以下、「紀年録」とする。
- 3 「明暗双双集」卷一(『全集』一)。
- 4 「夢窓国師語録」卷上(『大正新脩大藏經』八〇)。
- 5 「書簡集」四二号(『全集』四、以下略す)。
- 6 「書簡集」八二号。
- 7 「書簡集」三号。
- 8 「書簡集」六二号。
- 9 「書簡集」一一二号。
- 10 「書簡集」二〇二号。
- 11 「書簡集」二七四号。
- 12 「御酒タバコ不参候心候哉。御持病も発不申候」(『書簡集』

沢庵と武家（船岡）

- 二〇二号)。
- 13 「紀年録」慶長七年の条に「琮玉甫。諱以<sub>レ</sub>師為<sub>二</sub>法器<sub>一</sub>聘<sub>レ</sub>之。然師終不<sub>レ</sub>応焉」とある。
- 14 『細川家史料』九、三二九号。
- 15 『細川家史料』九、三五七号。
- 16 「書簡集」六〇号。
- 17 『細川家史料』一三、一一三七号。
- 18 「書簡集」八一号。
- 19 「書簡集」九八号。
- 20 「書簡集」一二五号。
- 21 「書簡集」一七六号。
- 22 「書簡集」二二五号。
- 23 『日本国語大辞典』によれば、方言で「頭にできる腫物」（静岡県・京都府・山口県）、「悪質の腫物の一種」（富山県・岐阜県）とある。
- 24 「書簡集」二二九号。
- 25 「書簡集」二三一号。
- 26 「書簡集」二三五号。
- 27 「沢庵と將軍家光」（『日本仏教史』八、岩波書店、一九五三年）。
- 28 「江戸幕府の仏教政策」（圭室諦成監修『日本仏教史』三、法蔵館、一九六七年）。
- 29 「東海寺役者書上」（『全集』六）。
- 30 『碧巖録』下（岩波文庫、昭和一二年）。
- 31 「書簡集」八四号。
- 32 「書簡集」一〇二号。
- 33 「書簡集」一一五号。
- 34 『細川家史料』六、一四一七号。
- 35 「書簡集」一一五号。
- 36 『全集』一。
- 37 『祖録』寛永六年条に「又徒然に書しとて、三字の説といえるものあり。小屏風に書たるをひきへかしたるもの、四枚、御文庫にあり。（略）此説の木板、東海寺塔中玄性院に蔵するものは、全く御文庫のものを写せしなり。（略）紀年録に、寛永十九年、為<sub>二</sub>小出吉英<sub>一</sub>作<sub>二</sub>上中下三字解<sub>一</sub>并造<sub>レ</sub>図以<sub>二</sub>為<sub>二</sub>座右銘<sub>一</sub>云々。柳宮年表録にも、此事をいへり。されと始て此を作しは、謫所にての事なり。羽州の巧士とあり、又春雨菴とも有にて知へし」とあり、また「この説についての書翰も、御文庫にあり。『貴札如<sub>二</sub>向顔<sub>一</sub>再三令<sub>二</sub>披閱<sub>一</sub>候<sub>レ</sub>三字之説之事承候。即書申候。又別に註をいたし進し候。上

- 中下の字を作申／たる様子を、板にとち付て掛御目候。上へあけ下へさけ御覧可被成候。(略)春雨菴／宗彭』とある。貴札云々とあるのは土岐頼行が参勤交代で江戸にいたためである。
- 38 『全集』一一。
- 39 『紀年録』寛永一九年条に「為小出吉英作上中下三字解。并造函以為座右銘」とある。
- 40 禅学会編『沢菴禪師の研究』(大東出版社、昭和一九年)。
- 41 「東海夜話」下巻、四〇五頁(『全集』第五卷)。
- 42 小野信二「幕府と天皇」(岩波講座『日本歴史』近世二、昭和四〇年)。
- 43 「泉南寓居記」七頁(『全集』第二卷)。
- 44 同上。
- 45 「東海夜話」上巻、六三頁。
- 46 「書簡集」七二号(『全集』第四卷)。
- 47 同上、七六号。
- 48 同上、二七四号。